



## 第3章 基本的 方向

### 1 計画の基本的認識

男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するため、次の基本的認識のもとに取組を進めます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっています。
- (2) DVは、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- (3) DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- (4) DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。



## 2 計画の策定にあたっての視点

これまでの取組による成果と課題を踏まえ、第2次計画においては、以下の視点のもとに、次ページ以降の基本の柱及び重点目標を掲げ、取組を進めることとします。

### (1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化

DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範で多岐にわたることから、国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体等が一体となって対応するよう、連携のさらなる強化に取り組みます。

### (2) 教育と普及啓発のさらなる強化

DV問題の解決のために、現在の被害者への支援だけでなく、被害の予防に向けた人権教育やDV防止の意識啓発のさらなる強化に取り組みます。

### (3) 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

DV被害を目撃したり、自身も虐待を受けた子どもは心身が傷つき、その人格形成や身体的成长過程に深刻な影響を受ける場合があることから、DV被害者の子どもに対しても、その人格と権利を尊重するとともに、子どもが大人になった時に、新たなDV被害者や加害者となることのないよう、子どものケアを充実させます。

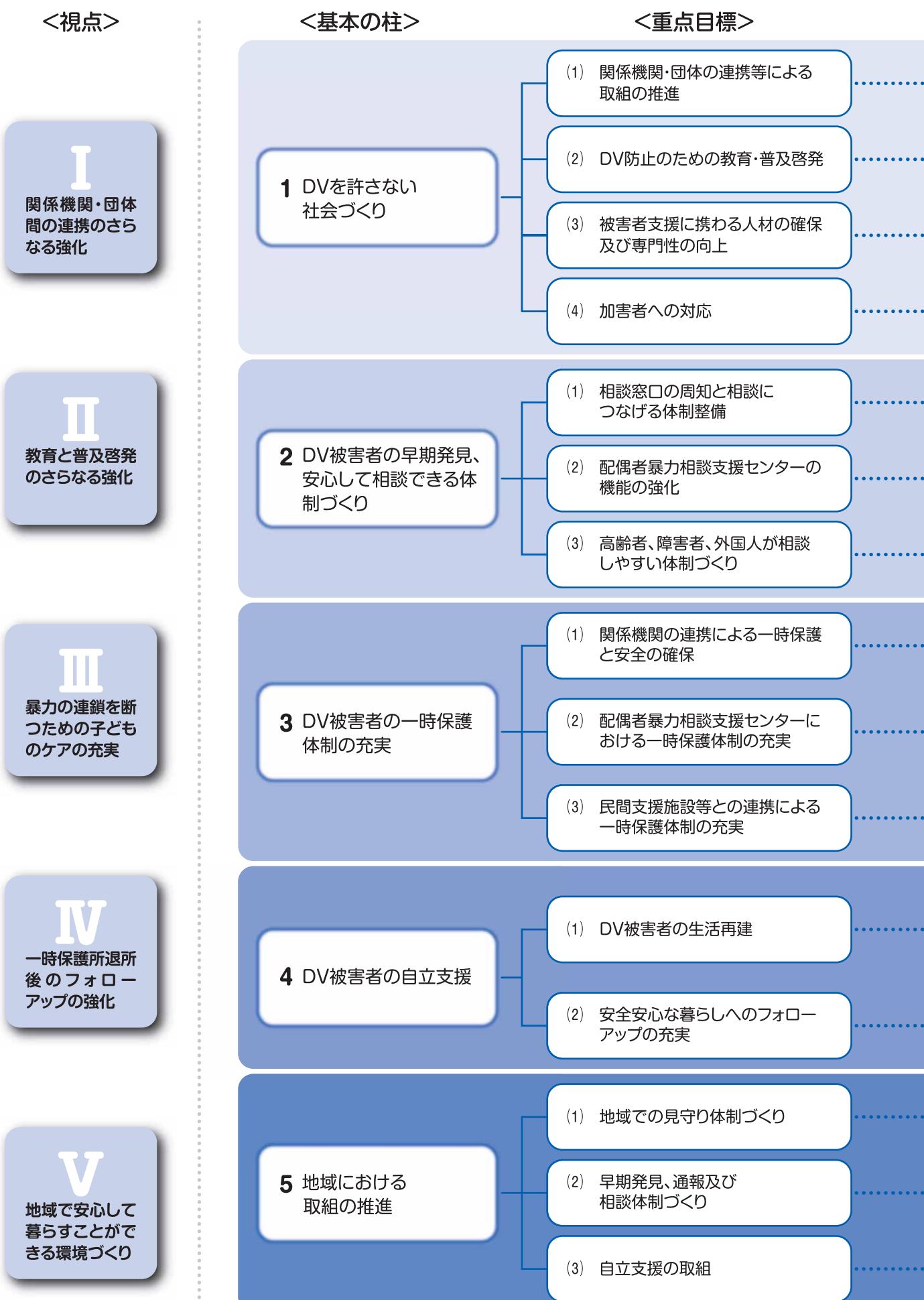
### (4) 一時保護所退所後のフォローアップの強化

被害者が一時保護所を退所した後、自立して安定した生活ができるよう、配偶者暴力相談支援センターによる見守りと、継続的な心のケア等のフォローアップの体制を強化します。

### (5) 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

地域で暮らす支援が必要な被害者を早期に発見し、支援をしていくために、市町村や地域の関係機関等が連携し、被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくり、地域全体で見守っていく環境づくりを目指します。

### 3 計画の体系



## <取組項目>

- ① 関係機関・団体の連携強化
- ② 基本計画の策定と取組の推進

- ① 生涯にわたる人権教育の推進
- ② DV防止の意識啓発の拡充
- ③ 若者に対するデートDVの予防の強化

- ① 人材の確保
- ② 相談員等の専門性の向上
- ③ 相談員のメンタルヘルスケアの充実

- ① 加害者への厳正な対応
- ② 加害者の更生
- ③ 加害者の気づき

- ① 配偶者暴力相談支援センターの周知
- ② 発見、通報及び相談に関する体制整備

- ① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上
- ② 県の他機関との連携強化
- ③ 市町村との連携強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターの周知
- ② 各相談機関における相談機能の強化
- ③ 相談窓口のバリアフリー化

- ① 迅速な一時保護の実施
- ② 同伴者を含めた安全の確保

- ① 被害者の心理ケアの充実
- ② 子どもの心身のケアの充実
- ③ 保育、学習支援の充実
- ④ 災害に備えた体制づくり

- ① 郡部における一時保護施設の確保
- ② 民間支援施設等との連携

- ① 住宅の確保
- ② 就労支援の充実
- ③ 生活支援の充実
- ④ 民間支援団体等との連携による経済的支援
- ⑤ 庁内関係課による支援策の協議

- ① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り
- ② 被害者及び子どもの心身の回復の支援

- ① 市町村の取組強化
- ② 関係機関・団体のネットワークづくり

- ① 地域の関係機関・団体、者による発見、通報、相談
- ② 各種支援制度の活用による生活再建

- ① 自立への継続的な支援
- ② 地域での居場所づくり
- ③ 子どもの健やかな成長の見守り

## <流れ>

関係機関が  
連携して  
まずは  
予防から

早期発見・  
通報で早めの  
手立てを

一時保護の  
充実で心身の  
回復を図り

自立生活を  
後押し

地域での  
継続的な  
見守り